

元年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	8/20	R1.9.3	・委託契約書（29才総総契第3008号の2） ・「都市ボランティアに関する研修計画策定支援業務委託」に係る起工書 ・委託契約書（29財経二第1001号の2） ・「ラグビーワールドカップ2019に向けた開催都市ボランティア育成プログラム開発等業務委託」に係る起工書	1 3 4		1													(2号)特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (4号)公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (6号)数量、設定単価、金額を公にすることにより、予定価格等が推測され、今後のオリンピック・パラリンピック開催準備に関する都の入札・契約事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部運営課
2	8/20	R1.9.3	本開示請求受付の日までに東京都が締結した、オリンピック・パラリンピックに関する、竹中平蔵氏との契約書（顧問契約等を含む）および特記仕様書等の契約に付随する文書、ならびに当該契約の起工書的一切（オリンピック・パラリンピック準備局が保有しているものに限る。）。ただし、契約の始期および終期を問わない。																実施機関では、竹中平蔵氏とオリンピック・パラリンピックに関する契約をした実績がなく、請求に係る文書を作成及び取得していないため、存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
3	R1.7.25	R1.9.17	都が委託した「選手村開発方針検討支援業務報告書」（2013年9月、パンフィックコンサルタンツ）に関する報告書以外の文書・記録 ①入札の経過調査、見積費用、仕様書、実際の委託費用、稟議書などの文書・資料 ②パソコンと都のやり取りを記録した文書、資料、パソコンが事前に出した中間過程の報告書のゲラ、都の出した意見	-															当該文書は、東京都文書管理規則第48条に基づき定められた保存期限を経過した文書であり、廃棄手続き済みのため存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
4	R1.7.25	R1.9.17	・晴海選手村計画に係る基盤整備検討業務委託報告書 ・晴海選手村計画に係る整備方針検討業務委託報告書	303		1													(4号)法人の施設に関する情報であって、公にすることにより、テロ等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
5	R1.7.25	R1.9.17	・選手村事業手法について(案) ・晴海選手村の整備について(案)	3	1															オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課
6	R1.9.14	R1.9.27	小池百合子知事が9/13日の記者会見において、「旭日旗」の東京オリンピック・パラリンピックへの持ち込み禁止について、禁止を想定していないとする日本の大会組織委員会の見解を支持する考え方を示したことについて、東京都における検討過程の分かる文書（知事からの指示ないし決裁の有無もしくは了承の有無とその内容等を含む）、ならびに、旭日旗の持ち込みについての都庁外からの申し入れや面談もしくは会議の日時と内容の分かる文書。	-															東京都における検討過程の分かる文書（知事からの指示ないし決裁の有無もしくは了承の有無とその内容等を含む）については、実施機関において請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。 また、実施機関では、都庁外からの申し入れを受けておらず、面談もしくは会議を実施していないため、請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	オリンピック・パラリンピック準備局計画推進部調整課

元年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
7	R1. 8. 1	R1. 9. 30	有明アリーナ管理運営事業 加点審査に関する提出書類 (平成31年1月)	80	1					1		1	1		1						(1号)当該グループに著作権が帰属する書類に記載されている情報であり、当該グループの同意なしに公にすることができないと認められるため。 (3号)当該グループが自らのノウハウ等に基づき分析の上提案した情報であり、公にすることにより、当該グループの本事業の実施及び今後の同種業務受注における競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (4号)公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (6号)当該事業に係る検討過程の情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、今後の当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課